【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者が相手方とすることができる者）

**第十七条の十一**　法第六十一条第一項及び第三項に規定する政令で定める者は、登録金融機関のうち投資運用業を行う者とする。

２　法第六十一条第二項に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者のうち投資運用業（法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務を除く。）を行う者及び前項に規定する者とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者が相手方とすることができる者）

**第十七条の十一**　法第六十一条第一項及び第三項に規定する政令で定める者は、登録金融機関のうち投資運用業を行う者とする。

２　法第六十一条第二項に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者のうち投資運用業（法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務を除く。）を行う者及び前項に規定する者とする。

（改正前）

（新設）